

議案第 36 号

桐生市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

桐生市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 5 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

桐生市固定資産評価審査委員会条例(昭和 26 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 36 号 桐生市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。